① 会長を中心とし各班より構成する本部機能

ア．上宇部会館を中心として、その他の区内の公民館や避難場所となる各公園、また、市の指定緊急避難場所である上宇部小学校、上宇部中学校、琴崎八幡宮、市の防災拠点となる市役所とを結び、校区内防災ネットワークを形成する。

イ．上宇部会館が災害により被害を受けて使用できない場合は、自主防災会会長、副会長の判断により本部機能を別途決定する。

区分	施設名	電話	住所
本部	上宇部会館	21－1473	中村二丁目 6 番 15 号
一次避難場所	各自治会と協議し、選定する		
市指定緊急避難場所	上宇部小学校	21－3159	大小路三丁目 2 番 17 号
	上宇部中学校	31－1369	沼二丁目 4 番 8 号
	琴崎八幡宮	21－0008	大字上宇部 571 番地 1
市防災拠点	宇部市役所 防災ｾﾝﾀｰ	34－8139	常盤町一丁目 7 番 1 号

※ 上宇部校区内の本部や避難所（追認）を開設した場合には、市の対策本部へ連絡する。

また、一次避難場所について、選定は各自治会と協議して決定する。

市指定緊急避難場所

施設名	収容人員（人）	炊出能力	施設管理者	管理責任者
上宇部会館	100	有	市長	館長
上宇部小学校	1,000	有	市長	校長
上宇部中学校	1,000	有	市長	校長
琴崎八幡宮	500	有	宮司	宮司

②防災資機材

防災資機材は、上宇部会館内にある防災資機材倉庫内のものを使用する。

③　防災ネットワーク

次のとおり、校区内の防災ネットワークを確立し、日頃からの予防や災害発生時に活動を行う。

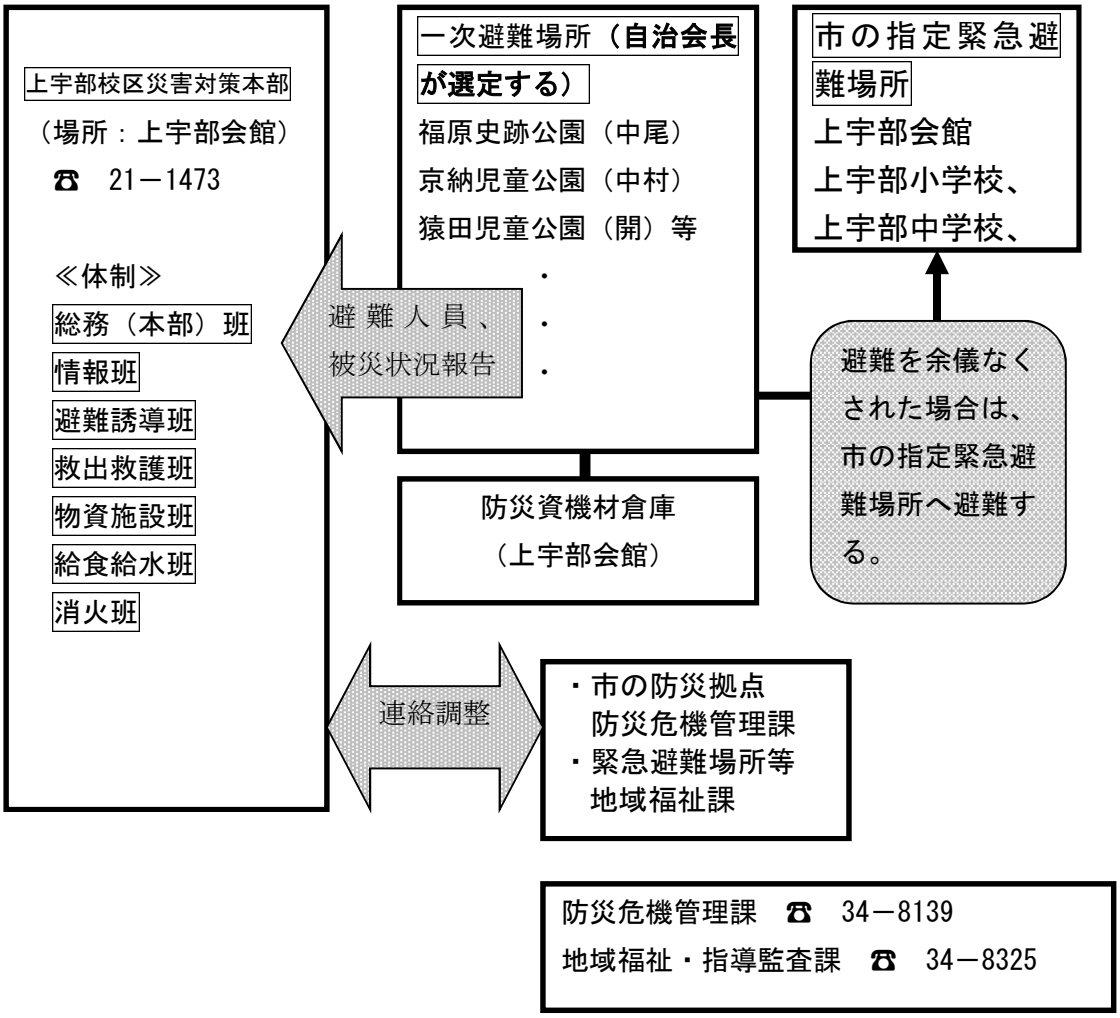

防災危機管理課　☎　34－8139
地域福祉・指導監査課　☎　34－8325

④　役割分担

自主防災会の各班体制を定め、その役割を明らかにし、図式化して見やすく表示しておく。特に、昼間に災害が起きた時は、女性や高齢者が地域内におり、男性が不在になることが想定されるため、女性にも役割を担うようあらかじめ決めておく。

＜班体制とその役割＞

	平常時の活動	災害時の活動
総務（本部）班	地域の防災計画や訓練計画の作成	市との連絡調整、各班の調整・指導、避難所の運営
活動班		
情報班	防災知識の普及	被害等の情報の収集及び伝達
避難誘導班	避難計画の作成及び周知	避難誘導の実施
救出救護班	救出及び応急手当の方法の取得	負傷者の救出及び救護活動
物資施設班	避難場所の確認と周知	避難場所の設営
給食給水班	非常食の家庭備蓄の広報	炊き出し及び給水
消火班	出火防止の啓発	

＜各班の役割＞

① 総務(本部)班

【平常時】

・本防災マニュアルの進行管理、訓練計画の作成

・有資格者などの名簿の作成、協力体制の確立

・災害時要援護者避難支援制度の管理、運用

【災害時】

・被災者からの相談や問い合わせ等の相談窓口

・各活動班への指示、有資格者への協力依頼

・市の指定避難所に避難した場合の避難所における取りまとめ

・避難所での性別に配慮した運営（トイレ、更衣室、授乳室、相談係）

・高齢者、障がい者など要援護者に対する配慮

・校区内全域の被害状況など情報全般の把握、市災害対策本部や各町内会への情報の伝達

【上宇部センターへの連絡・報告項目】

No	連絡・報告項目	No	連絡・報告項目
1	避難者数	5	不足飲料水数
2	負傷者数（死傷者含む）	6	不足資機材数
3	被害状況（道路・倒壊家屋等）		
4	不足食糧数		

② 情報班

【平常時】

・校区内の住民への防災知識の普及

【災害時】

・校区内の被害状況の把握、情報の収集・伝達、被害概況調査の実施

・情報収集の内容：けが人情報、建物被害、道路状況、避難状況など

・収集した情報の総務班への報告

③ 避難誘導班

【平常時】

・避難計画（避難経路や一次避難場所の公園の設定等）の作成及び周知

【災害時】

・避難誘導の実施

・災害時要援護者避難支援制度による要援護者の避難支援状況の把握

④　救出救護班

【平常時】

・校区内の住民への救出及び応急手当の方法の普及、校区内の住民への救出、応急手当訓練の実施

【災害時】

・避難場所での負傷者等の救出及び救護活動

⑤ 物資施設班

【平常時】

・防災資機材の日常点検と必要数の確保

・食料、非常物資の確保と維持

【災害時】

・避難場所の設営

・本部の早急な設営

・災害ごみ置き場の設置・維持管理

・衛生管理

⑥ 給食給水班

【平常時】

・非常食の家庭備蓄の広報

【災害時】

・炊き出し及び給水（資機材の準備を含む）

・食糧・飲料水の必要数の把握、本部班への調達依頼連絡

・乳幼児に対する粉ミルクや離乳食などの配慮

⑦消火班

【平常時】

・校区内の住民への出火防止の啓発、消火資機材の確認、区内の住民への消火訓練の実施

⑤　平常時からの住民の備えや準備

　平常時から住民一人ひとりが災害時の備えや準備を行い、災害時の被害を軽減するため、知識の習得や備えを行う。

⑥　災害時の校区内の住民の避難行動

　災害時の避難を安全かつ円滑に行うため、次のとおり、災害発生時直後に気をつける事項や各自治会の一次避難場所を決める。各一次避難場所では、その場所での責任者となる自治会長が、避難者の数や負傷者の有無、自治会内の被害状況を確認し、自主防災会会長に報告する。

⑦　災害発生時に気をつける事項（自宅にいた場合の例）

地震の場合

１　地震の揺れがおさまるまで、机の下などで身を守る。台所で火を使用していた場合は、無理をして火を消しに行くと調理器具が落ちてきたりしてやけどをする危険があるため、地震の揺れがおさまるまで待ち、落ち着いて火を消す。
２　自宅内の家族の安否を確認する。
３　転倒した家具や物、飛散したガラスに気をつけ、周囲を確認する。
４　窓や戸開け、出口を確保する。
５　自宅に大きな被害を受けた場合は、非常時持出品を用意し、町内であらかじめ決めた一次避難場所や市の指定緊急避難場所へ避難する。
６　避難場所では、避難者同士で助け合う。

風水害の場合

１　日頃から大雨や洪水に関する気象予警報の情報入手を行う。
２　市からの避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））があった場合は、自分の地域が該当しているか、日頃から登録しておいた市の安全安心情報ネットワークのメール配信内容やテレビなどで確認する。
３　避難に関する情報で自分の地域が該当している場合や、身の危険を感じた場合は、非常時持出品を用意し、町内であらかじめ決めた市の指定緊急避難場所へ避難する。
４　避難場所では、避難者同士で助け合う。

⑧　各自治会の避難ルート

　各自治会とも、地震の時は、まず一次避難場所に避難して様子を見て、必要に応じて市の指定緊急避難場所に移動する。
　風水害の時は、市の指定緊急避難場所に避難する。